

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 14 日（金）第3331号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例（※） （学事法制課取扱い） 1
- 鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（※） （学事法制課取扱い） 1
- 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（※） （税務課取扱い） 3
- 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※） （税務課取扱い） 6
- 鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※） （警務課取扱い） 6

条 例

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第20号

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号本文中「記述等」の次に「（文書，図画若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加え，同条第2号本文中「以下」の次に「この号において」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第21号

鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項を次のように改める。

この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第4条中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第22条第1項、第25条第2項及び第49条において「」及び「」という。）」を削る。

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第10条第4項中「から第8号まで」を「から第9号まで」に改める。

第13条第2号本文中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第14条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正後の鹿児島県個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第4項に規定する実施機関が保有している新条例第10条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿であつて、同項第4号に規定する記録情報に新条例第2条第3項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第10条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは」とあるのは「開始しているときは、鹿児島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年鹿児島県条例第21号）の施行後遅滞なく」とする。
- 3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第8条第2項中「第12条」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「第2条第3項」を「第2条第5項」に改める。

.....

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第22号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県税条例の一部改正）

第1条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 知事は、災害その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

第48条の次に次の1条を加える。

（直接家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第48条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取

得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

第81条第2項中「はつて」を「貼つて」に改め、同条第3項中「前項の規定により難い事由があるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず」に改め、「をはることを削り、「その額面金額」を「当該自動車取得税額」に、「においては、知事は」を「において、知事は、第1号に掲げる場合を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 自動車取得税の納税義務者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の規定による申告書の提出を行う場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情により、知事が必要と認める場合

第104条の次に次の1条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第104条の2 自動車税の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項の規定による申告書等の提出を行う場合には、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を地方税法施行規則第9条に定める方法により徴収するものとする。

第145条第1項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

附則第12条第2項中「規定するガソリン自動車」を「掲げる自動車」に改める。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）の一部を次の

ように改正する。

第100条を改め、同条の次に8条を加える改正規定のうち第100条の7第1項中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「前項の規定により難い事由があるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず」に、「においては、知事は」を「において、知事は、第1号に掲げる場合を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 環境性能割の納税義務者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をし、併せて鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前条第1項の規定による申告書の提出を行う場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情により、知事が必要と認める場合

第100条を改め、同条の次に8条を加える改正規定のうち第100条の9第4号中「第3号ア」を「第2号ア」に改める。

第104条の見出し及び同条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第104条の2の見出し及び同条中「自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鹿児島県税条例第81条第3項の改正規定（「をはること」を削り、「その額面金額」を「当該自動車取得税額」に改める部分を除く。）、同項に各号を加える改正規定及び同条例第104条の次に1条を加える改正規定 平成30年3月31日までの間において規則で定める日

(2) 第1条中鹿児島県税条例附則第12条第2項の改正規定 平成30年4月1日

(3) 第1条中鹿児島県税条例第145条第1項第2号及び第4号の改正規定 平成31年1月1日

(災害等による期限の延長に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（次項において「新条例」という。）第14条第3項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に災害その他やむを得ない理由が生じた場合について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

.....

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第23号

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」の次に「，農林水産物等販売業（同地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造，加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）」を加え，「除く。以下同じ」を「除く」に改める。

第2条第1項第1号中「（製造の事業又は旅館業に係るものに限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の規定は，平成29年4月1日以後に設備を新設し，又は増設した者の当該設備に係る事業税，不動産取得税又は固定資産税について適用し，同日前に設備を新設し，又は増設した者の当該設備に係る事業税，不動産取得税又は固定資産税については，なお従前の例による。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第24号

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表鹿児島南警察署の項中「清和二丁目」の次に「，清和三丁目，清和四丁目」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。